

2021年8月23日

学生の皆さんへ

理事・副学長（教育・国際担当）

9月1日以降における前学期等の授業の実施について（通知）

8月31日までの授業等の実施や学生の入構制限については、既にお知らせしたところですが、このたび9月12日まで政府による緊急事態宣言が延長されることとなり、また、本学でも感染者が急増している状況などを踏まえ、改めて本学としての対応を検討しました。その結果、前学期期間中（第2学期含む。）の9月末まで現在の措置を延長し、学生の大学構内への立ち入りを原則禁止とした上で、一部の対面授業や定期試験への出席、また、学位論文作成のための研究等を行う学部4年生及び大学院学生等に限り認めることとなりましたので、担当教員の指示に従ってください。

なお、構内への入構に当たっては、必ず学生証が必要となりますので携行してください。

また、授業や定期試験の内容などにより実施方法等が変更される場合がありますので、学務システム（LiveCampus）に登録されているメールアドレス等への連絡には特に注意してください。

最近ではデルタ株をはじめとする変異株の流入等により、若年層の感染、重症化、また、屋外での感染例や一つの密での感染例も報告されており、大学においても万全の注意が必要な状況となっています。授業や試験、また研究のために入構する場合はもちろんですが、その前後の通学・帰宅時においても気を緩めることなく感染防止対策の徹底をお願いします。特に次の①～④の事項については格段の徹底をお願いします。

- ① マスクを常に正しく着用すること（不織布マスクを推奨）。
- ② 手指の消毒を徹底すること。
- ③ 授業開始前や終了後に会話をする場合には、決して密集・密接することなく、適切な距離（1 m以上）を保つこと。
- ④ 授業等その他の活動前後における会食等は避けるとともに、活動後は速やかに帰宅すること。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の拡大の状況等により対応を見直す場合は、改めて周知いたします。